



消費生活センターからのお知らせ

「チャレンジ・ザ消費者力アップ2014」講座 日程が決まりました



消費・契約社会を賢い選択で生き抜くために、衣・食・住・環境・生活経済・契約・悪質商法などを学ぶ連続講座(全12回)を開催します。「消費者力検定試験」で力試しもできます。自らの消費者力を磨くとともに、周囲の方の見守りにもひと役かったださる方を募集します。詳細は区報(4月15日号)をご覧ください。

- 日程：6/4・18、7/2・16、9/3・17、10/1・15・29、11/5、12/3・17
いずれも水曜日 午後1時30分～3時30分 (全12回)
- 検定：団体受験日 11/12(水) 受験は任意

- 会場：目黒区消費生活センター 3階 研修室
- 対象：区内在住・在勤・在学の18歳以上の方
- 費用：無料 ただし、テキスト+ワークブック代 2,520円程度と、検定試験の団体受験料は自己負担



はい 消費者相談です

新聞購読契約に注意!

Q 突然、契約した覚えのない新聞が配達された。販売店に確認すると、同居している高齢の父が3年前に契約したという。解約したいと申し出たところ、「解約はできない。契約時に商品券も渡している。約束通り半年は購読してほしい。」と言われた。どうしたらよいか。

A いったん成立した契約は原則、解約はできません。訪問販売の場合は契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)できます。この期間を過ぎると販売店と消費者との話し合いで解決するしかありません。解約料や景品相当額の返金を求められることもあり、解約は非常に困難です。

新聞購読には「期間を定めていない契約」と「期間を定めた契約」があります。期間を定めていない場合はいつでもやめることができますが、期間を定めた契約の場合は原則として途中で解約することはできないので注意が必要です。



めぐにゃんからのアドバイス

- 強引な勧誘や過大な景品の提供に惑わされることなく冷静に判断しましょう。
- 長期契約や先付け契約には特に注意が必要です。契約時には大丈夫だと思っても、事情が変わってくることもあります。
- 購読期間を定めない契約にしておけば、いつでも解約できます。
- 契約書は必ず内容(特に配達開始日と購読期間)を確認し、契約期間満了までしっかりと保管しておきましょう。

お知らせ

- 来訪者向けインターネット閲覧利用は、3/31をもって終了します。ご利用ありがとうございました。
- 日曜相談(午後1時から3時)は、3/30をもって休止します。今後、土・日曜日は消費者ホットライン 0570-064-370へご相談ください。



シグナル82号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

目黒区 消費生活

検索



メールマガジンを配信しています。

